

公害関係の主な基準について

騒音・振動に係る基準

工場・事業場に係る規制基準

騒音の規制基準

時間区分 地域区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00~19:00	6:00~ 8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第1種低層住居専用地域	デシベル	デシベル	デシベル
第1種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種低層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	50	45	40
第2種住居地域			
標準住居地域			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
近隣商業地域	65	60	50
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

振動の規制基準

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	7:00~20:00	20:00~7:00
第1種低層住居専用地域	デシベル	デシベル
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種低層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	65	55
第2種住居地域		
標準住居地域		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
近隣商業地域	65	60
商業地域		
準工業地域		
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

- I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、病院、診療所、図書館及び保育所等の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- II 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50m範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

建設作業に係る規制基準

規制 の種別	地域の 区分	騒音	振動
		特定建設作業	1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造り等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー車を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業
基準値	①②③	85デシベル	75デシベル
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2. 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3. ①地域とは第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域及び準工業地域並びに工業地域・工業専用地域内の学校・病院・診療所・保育所・図書館・特別養護老人ホームの敷地周囲80mの区域と都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域外の地域である。
 ②地域とは工業地域(①地域の区域を除く)である。
 ③地域とは工業専用地域(①地域の区域を除く)である。

一般騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特 例
	AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
該 当 地 域	該 当 な し		第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		
達 成 期 間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。				既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるように努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。		
備 考	<p>1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで</p> <p>3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）</p> <p>4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p>						

〔新たな環境基準について〕

平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。

- ① 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（L₅₀）から、等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更された。
等価騒音レベル（L_{Aeq}）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。
- ② 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。
 - ・ 道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価
 - ・ 道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価
- ③ 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

環境基本法第16条による騒音に係る環境上の条件につき生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準（昭和52年4月30日県告示第483号）

地域の類型	基準値	該 当 地 域	
Ⅰ	70W E C P N L 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5km、西方4kmの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18kmの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	75W E C P N L 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯35度23分28秒、東経136度52分21秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方6km、北方1kmの点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ13kmの点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ5kmの点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準（平成18年3月31日 県告示第305号）

地域の類型	基準値	該 当 地 域
I	70W E C P N L 以下	常滑市、弥富市、飛鳥村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに		
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの			
	第2種空港	A	5年以内	
	名古屋空港はここに該当（福岡空港は除く。）	B	10年以内	5年以内に85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
	新東京国際空港			
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とする。	

備考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するために期間は、環境基準が定められた日から起算する。

※ WECPNL（加重等価騒音レベル……1日の航空機の総音量を示す単位）
航空機騒音を評価するため国際的に採用された単位、1日に観測されたすべての航空機について1機ずつの騒音量を加え、さらに感覚的な不快感や昼夜別の時間帯なども加味して評価量にする。たとえば、深夜の1回の飛行は昼間の10回に相当する形で平均、通称“うるさい指数”といわれている。

自動車騒音の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線以上の車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路の近接する区域に係る限度の特例

昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
75デシベル	70デシベル

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 2 近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20メートル

2 測定方法等

- (1) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- (2) 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

- (3) 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- (4) 騒音の評価手法は、等価騒音 (L_{Aeq}) レベルによるものとする。
- (5) 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- (6) 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- (7) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動の限度

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~7:00)
1	第1種区域	65デシベル	60デシベル
2	第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考 区域の区分

第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2 測定方法等

- (1) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- (3) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- (4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

① 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

② 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	三デシベル	四デシベル	五デシベル	六デシベル	七デシベル	八デシベル	九デシベル
補正値	三デシベル	二デシベル		一デシベル			

- (5) 振動レベルは、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値	達成期限
I	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB以下	昭和60年7月28日
	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域		

(2) 基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

2 環境基準達成期限以降の当面の目標

(1) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について」

(昭和60年10月21日環大企第659号)

対象となる地域	当面の目標	達成期限
住宅が集合する地域	75デシベル以下となるよう努めること	住宅密集地域が連続する地域においては、5年以内を目途に対策を完了するよう努めること(平成2年度末)。

(2) 「新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策の達成状況について」

(平成4年3月19日環大企第79号)

ア 東海道新幹線沿線の住宅密集地域が連続する地域のうち、75デシベル以下を達成することができなかった地域にあっては、平成5年度末までに75デシベル以下とすること。

イ 東海道新幹線沿線の住宅が集合する地域で、75デシベルを超える地域にあっては、平成8年度末を目途に75デシベル以下にすること。

(3) 「新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策の達成状況について」

(平成10年3月31日環大一第35号)

ア 東海道新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域のうち75デシベルを超える地域にあっては、平成14年度末を目途に75デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策の実施に努めること。

大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	達成期間	適用除外
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持されまたは原則として5年以内（昭和53年度当初）において達成されるよう努めるものとする。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（昭和60年度当初）とする。 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		

備考

- 1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2.光化学オキシダントとは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準の評価方法

1 二酸化硫黄(SO₂) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

2 二酸化窒素(NO₂) [長期的評価]

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。

3 一酸化炭素(CO) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

4 浮遊粒子状物質(SPM) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m³以下にであること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

5 光化学オキシダント(Ox) [短期的評価]

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

6 微小粒子状物質(PM_{2.5}) [長期的評価]

1年平均値及び1日平均値のうちの98パーセントイル値で評価する。

水質汚濁に係る基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	利用目的の 適 応 性	基 準				値
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	50MPN/100mℓ 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 浴 槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以 下	50mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	
D	工業用水2級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以 下	100mg/ℓ 以 下	2mg/ℓ 以 上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以 上	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。） 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる。） 3 省 略						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　〳 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

　　〳 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

　　〳 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

　　〳 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

　　〳 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

　　〳 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/ℓ 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/ℓ 以下
1, 1, 1 - トリククロロエタン	1mg/ℓ 以下
1, 1, 2 - トリククロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリククロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラククロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 3 - ジククロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下
セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下
ほ う 素	1mg/ℓ 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/ℓ 以下
備 考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回るという。
3	海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4	省 略

底質の暫定除去基準(河川および湖沼)

物質の種類	基準値
水銀	25ppm以上
P C B	10ppm以上
<p>備考</p> <p>底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は「底質調査方法」(昭和50年10月28日付環水管第120号、以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつては、それぞれのメッシュの通常四つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う二点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。</p> <p>なお、その測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。</p>	

環境省令で定める排水基準（一律基準）

健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L(注)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生活環境項目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6 以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8 mg/L)
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 	

土壤汚染に係る基準

土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと
有 機 燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液10につき0.01mg以下であること
六 価 ク ロ ム	検液10につき0.05mg以下であること
砒 素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総 水 銀	検液10につき0.0005mg以下であること
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液10につき0.02mg以下であること
四 塩 化 炭 素	検液10につき0.002mg以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液10につき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること

1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること
<p>備考</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg、及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

指定基準

特定有害物質の種類	土 壤 溶 出 量 基 準	土 壤 含 有 量 基 準
四塩化炭素	検液 1 l につき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.04mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 l につき0.002mg以下であること。	
ジクロロメタン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1 l につき0.03mg以下であること。	
ベンゼン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。	
カドミウム及びその化合物	検液 1 l につきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつきカドミウム 150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 l につき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 l につき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 kgにつき水銀 15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 l につきセレン0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつきセレン 150mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 l につき鉛0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつき鉛 150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 l につき砒素0.01mg以下であること。	土壌 1 kgにつき砒素 150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 l につきふっ素0.8mg以下であること。	土壌 1 kgにつきふっ素 4000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 l につきほう素1mg以下であること。	土壌 1 kgにつきほう素 4000mg以下であること。
シマジン	検液 1 l につき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	
チウラム	検液 1 l につき0.006mg以下であること。	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	

悪臭に係る基準

(1) 敷地境界線における規制基準 (1号規制)

(単位：ppm)

規制地域の区分 悪臭物質の種類	第 1 種 地 域	第 2 種 地 域	第 3 種 地 域
ア ン モ ニ ア	1	2	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	0.07
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	0.5
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	0.5
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03	0.08
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07	0.2
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02	0.05
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20
酢 酸 エ チ ル	3	7	20
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3	6
ト ル エ ン	10	30	60
ス チ レ ン	0.4	0.8	2
キ シ レ ン	1	2	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01

(2) 煙突等の排出口における規制基準 (2号規制)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの悪臭物質の排出量

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界線の基準値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない。)

(3) 排出口からの排出水中における規制基準 (3号規制)

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルが規制対象であり、その規制基準は、次の表に示す排出水中の悪臭物質の濃度

(単位 : mg/l)

物質名	地域区分	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域	0.03	0.007	0.002
	第2種地域	0.06	0.01	0.003
	第3種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域	0.1	0.02	0.005
	第2種地域	0.3	0.07	0.02
	第3種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域	0.3	0.07	0.01
	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域	0.6	0.1	0.03
	第2種地域	2	0.4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

※Q (単位 : m³/s) は事業場の敷地外に排出される排出水の量を表す。